



令和2年8月7日

各 位

会社名	株式会社ミクニ
代表者名	代表取締役社長 生田 久貴 (コード：7247 東証第1部)
問合せ先責任者	コーポレート本部 本部長 高橋 秀樹 (TEL. 03-6895-0038)

役員向け株式報酬制度の継続に関するお知らせ

当社は、令和2年8月7日開催の取締役会において、平成27年度より導入している当社取締役（社外取締役を除く。）および当社と委任契約を締結している執行役員（以下「取締役等」という。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）について、下記のとおり継続することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の継続

- (1) 当社は、取締役等を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を継続いたします。
- (2) 本制度では役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P信託」という。）と称される仕組みを採用しています。B I P信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、B I P信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を役位および業績目標の達成度等に応じて原則として取締役等の退任時に交付および給付（以下「交付等」という。）するものです。

2. 本制度の内容

本制度の継続にあたり、以下のとおり、設定済みのB I P信託の信託期間を延長いたしますが、以下に記載する内容を除き、平成27年度に設定した本制度の内容を維持します。

(1) 信託期間の延長および延長時における残存株式および金銭の承継

令和2年8月末日に信託期間が満了する既存のB I P信託について令和7年8月末日まで信託期間の延長（以下「本延長」という。）を行うことにより、本制度を継続的に実施します。また、令和2年8月末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に交付が予定される当社株式で交付が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等を延長後のB I P信託に承継します。

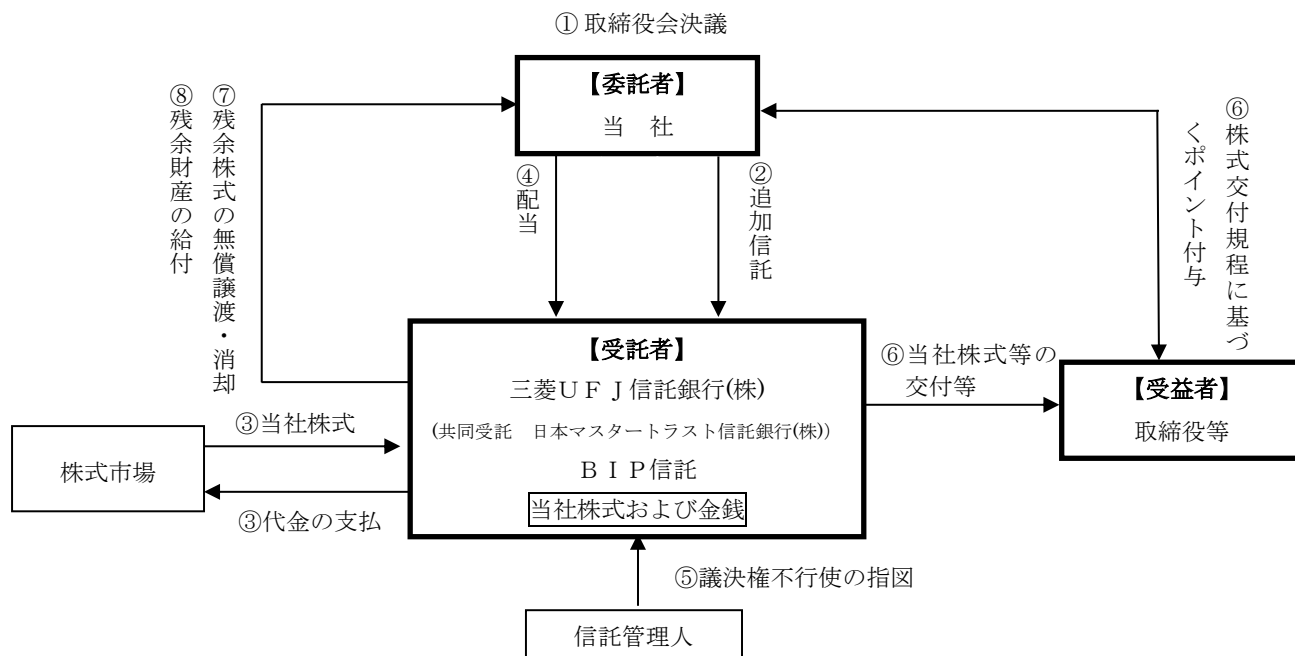
- (※) 本延長後の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、さらに信託期間を5年間ずつ延長し、残存株式等を承継することがあります。

(2) 対象期間

本制度の継続後の対象期間は、令和3年3月末日で終了する事業年度から令和7年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度とします。

(※) 本延長後にさらに信託期間の延長が行われた場合には、以降の各5事業年度を対象期間とし、役員ならびに当該対象期間に係る業績達成度等に応じて、当社株式等の交付等を行います。

3. B I P 信託の仕組み



- ① 当社は取締役会において本制度の継続を決議しております。なお、当社は本制度に関する株式交付規程を決定済です。
- ② 当社は、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（以下「本信託」という。）の期間を延長し、平成27年6月26日開催の第93回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）の決議により承認を受けた範囲内で金銭の追加信託を行います。
- ③ 本信託は、信託管理人の指図に従い、②で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ④ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 信託期間中、毎事業年度における業績等に応じて、取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等は、取締役等の退任後に累積したポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りの当該ポイント数に相当する株式数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が退任時に給付されます（※）。
- ⑦ 信託期間中の毎事業年度の業績目標の未達等により、信託満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑧ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※受益者要件を充足する取締役等への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、本信託に対し、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

(ご参考)

【信託期間延長後の本信託の概要】

- | | |
|-----------|--------------------------------------------------------|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 取締役等のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦信託契約日 | 平成27年8月17日 |
| ⑧信託の期間 | 平成27年8月17日～令和7年8月末日 |
| ⑨権決件行使 | 議決権は行使しないものとします。 |
| ⑩取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑪追加信託金の総額 | 18,282,400円 |
| ⑫株式の取得時期 | 令和2年8月19日（予定）～令和2年9月18日（予定） |
| ⑬株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| ⑭帰属権利者 | 当社 |
| ⑮残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|-----------------------------------------------------------|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事務を行います。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行います。 |

以 上